

北海道庁本庁舎等広告掲出要領

平成19年	11月	5日	制定
平成20年	2月	22日	一部改正
平成23年	2月	18日	一部改正
平成23年	6月	1日	一部改正
平成24年	3月	19日	一部改正
平成29年	1月	31日	一部改正
平成30年	2月	13日	一部改正
令和2年	3月	12日	一部改正
令和2年	4月	24日	一部改正
令和3年	1月	29日	一部改正
令和6年	2月	2日	一部改正
令和6年	2月	14日	一部改正
令和6年	4月	1日	最終改正

(趣旨)

第1条 北海道庁本庁舎及び別館の壁面等（以下「本庁舎壁面等」という。）に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、北海道広告取扱要綱（平成18年4月28日付け総務第312号総務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 総務部長は、本庁舎壁面等における未利用部分について、広告媒体として活用することが適当と認めるときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定し、有効活用を図るよう努めるものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとに、その壁面等の性質に応じて総務部長が別に定める。

(広告掲出の範囲)

第3条 北海道庁本庁舎及び別館の美観を著しく損ない、道民等に不快感を起ささせるおそれがあるとして総務部長が認めるときは、本庁舎壁面等に掲出しない。

2 1枠当たりの掲出面積が1㎡以上の広告にあっては、広告掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）が国又は地方公共団体の推進する施策等の趣旨に賛同し、かつ、協賛する企業等であると認められる広告表現を用いるものとする。

また、広告の内容について、制限を設けることができるものとする。

(広告を掲出する期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1か月を単位として、広告掲出の申込みのあった期間とする。

2 広告掲出は、原則として、毎月の第1日目に開始し最終日に終了、又は、第15日目に掲出を開始し翌月14日に終了するものとする。ただし、広告掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）又は終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、総務部長が別に定める。

(広告掲出希望者の募集)

第5条 総務部長は、指定広告掲出位置への広告掲出に関し必要な事項を定めたときは、道の公式ウェブサイトその他の広報媒体を利用して公表し、広告掲出希望者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲出の申込み)

第6条 広告掲出希望者又は広告掲出希望者から申込みに係る事務の委任を受けた広告代理店等（以下「申込者等」と総称する。）は、別記第1号様式を標準とする書面（以下「申込書」という。）に広告素案を添えて広告掲出を申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申込書等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により申し込むことができる。

3 前2項の規定による申込みの時期及び方法その他申込みに必要な事項は、総務部長が別に定める。

4 総務部長は、第1項及び第2項の申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者等に対し、広告掲出に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲出の決定)

第7条 総務部長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込みの内容が、要綱及び基準並びに本要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 総務部長は、前項の規定による審査の結果、広告の内容等の一部に適正を欠くものがある場合は、所要の補正を指導し、当該補正を了した申込みについて、前項の規定による審査を再度行う。

3 第1項の規定による審査の結果、要綱及び基準並びに本要領に適合する広告が広告枠数を超える場合は、道内に事務所等を有する企業等又は自営業者であるものを優先して選定するものとする。この場合において、同順位での申込みが複数あるときは、広告媒体の区分毎に、申込みに係る掲出希望月数の延べ数が多い広告掲出希望者に係るものを優先して選定することができる。

4 前項の規定により選定した広告がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

5 総務部長は、前4項の規定により掲出する広告を選定したときは、別記第2号様式を標準とする書面によりその結果を申込者等に通知するものとする。

(承諾書の提出)

第8条 前条の規定により広告掲出の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）又は広告主から広告掲出に係る事務の委任を受けた広告代理店等（以下「広告主等」と総称する。）は、総務部長が別に指定する期日までに、別記第3号様式を標準とする承諾書（以下「承諾書」という。）を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により提出しなければならない。ただし、広告代理店を通じて広告掲出希望者の募集を行う場合において、広告代理店と広告掲出に係る契約の締結等を行った際はこの限りでない。

ただし、広告代理店が広告掲出希望者の募集を一括して行う契約の締結等を行った場合においてはこの限りではない。

(行政財産の使用の許可)

第9条 広告主等は、広告掲出に際し、あらかじめ、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第205条の17に規定する行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

(広告掲出料)

第10条 広告主等は、総務部長が指定する日までに、契約書又は承諾書に記載する広告掲出に係る料金（以下「広告掲出料」という。）及び北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、それぞれ一括して納付するものとする。

2 北海道広告事業協力広告代理店制度実施要領（平成19年10月29日付け総務第1965号）第2条第3項の規定により、指定広告媒体に係る広告掲出料を道に納付する協力広告代理店が当該広告掲出料から控除する額は、道が当該協力広告代理店に通知する納入額と広告掲出料の額との差額とする。

(最終原稿の作成及び提出等)

第11条 広告主等は、別に指定する日までに広告の最終原稿を作成し、総務部イノベーション推進局財産課に提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告主等が負担するものとする。

ただし、広告掲出申込時に提出した広告素案から変更のない場合は提出を要しないものとする。
2 総務部長は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容等が、申込書に記載された事項に相違がなく、かつ、要綱及び基準並びに本要領に適合していることを確認しなければならない。

3 総務部長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適当でないとき認めるときは、広告主等に対し、広告の内容等の一部を訂正し、又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第12条 広告の掲出及び撤去は、原則、広告主等がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出料の返還等)

第13条 道は、広告掲出の決定後、広告掲出の開始の前日までに、広告主等の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消した場合は、広告主等から納付された広告掲出料の全額を、当該広告主等に返還するものとする。

2 道は、広告掲出期間中に、広告主等の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかつたときは、広告主等から納付された広告掲出料を、掲出できなかつた期間に応じて、当該広告主等に返還するものとする。ただし、当該広告を掲出できなかつた期間が1か月単位につき1日未満の場合を除く。

3 前項の場合において、1か月に満たない端数がある場合に当該月分に相当する広告掲出料の返還については、当該月数の掲出日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、エレベーターの壁面を媒体とする広告について、次の各号に掲げる理由により、道が平日の開庁日においてエレベーターの運営を一時停止した場合は、その広告掲出料を返還しないものとする。

(1) 機器の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

6 第2項に規定する場合において、広告掲出期間中に使用許可を取り消したときは、原則として取り消した期日以後に係る使用料を還付するものとする。

(広告掲出の取下げの申し出)

第14条 広告主等は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により総務部長に申し出なければならない。

2 総務部長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主等は、当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主等は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、総務部長にあらかじめ協

議のうえ、第11条第1項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

(広告主の責務)

第16条 広告主等は、要綱第16条各号に規定する広告主の責務を誠実に履行しなければならない。

(協議)

第17条 要綱及び基準並びにこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、道及び広告主等が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第18条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第1審の裁判所とする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年11月5日から施行する。

附則

この要領は、平成20年2月22日から施行する。

附則

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年3月19日から施行する。

附則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

附則

この要領は、平成30年2月13日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

附則

この要領は、令和6年2月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。